

函館開発建設部管内道路照明施設整備等
P F I 事業

事業者選定基準

令和 8 年 9 月

国土交通省 北海道開発局 函館開発建設部

目 次

第 1	事業者選定基準の位置づけ.....	1
第 2	事業者選定の方法.....	1
1	選定方法の概要.....	1
2	事業者選定の体制.....	1
第 3	第一次審査.....	1
第 4	第二次審査.....	2
1	第二次審査の手順及び方法.....	2
(1)	審査の概要及び手順	2
(2)	開札	2
(3)	総合評価	3
2	事業提案の位置づけ.....	3
3	事業提案の審査方法.....	3
(1)	共通事項	3
(2)	要求水準審査	3
(3)	事業提案審査	4
第 5	内容点項目.....	5
1	実施方針及び実施体制.....	6
2	資金調達及び収支計画.....	7
3	設計計画及び施設更新計画.....	8
4	施設維持修繕計画.....	11
5	賃上げの実施.....	12
6	ワーク・ライフ・バランス等推進の実施.....	13

第 1 事業者選定基準の位置づけ

本事業者選定基準は、函館開発建設部が落札者を決定するにあたって、最も優れた提案者を選定するための方法、評価基準等を示したものであり、入札に参加しようとする者に交付する「入札説明書」と一体のものである。

第 2 事業者選定の方法

1 選定方法の概要

本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）には、P F I や施設の建設、維持管理の専門的な知識やノウハウが求められる。そのため、事業者の選定にあたっては、提案内容及び入札価格の総合的な評価結果に基づいて決定する総合評価落札方式を採用する。

また、審査は第二次審査に進むための競争参加希望者の資格及び実績等の有無を判断する「第一次審査」と、第一次審査資料を提出した事業者（以下「応募者」という。なお、応募者は単独企業又は複数の企業によって構成されるグループとする。）の提案内容等を審査する「第二次審査」の二段階に分けて実施する。

第一次審査における審査結果は、第二次審査のための提案を提出できる有資格者を選定するためのものであり、第二次審査に第一次審査の結果は影響しない。

2 事業者選定の体制

函館開発建設部が総合評価落札方式を実施するにあたり、専門的見地からの意見を参考とするために、「函館開発建設部管内道路照明施設整備等 P F I 事業有識者委員会」（以下「有識者委員会」という。）を設置する。有識者委員会は、各応募者からの提案に対する評価案を函館開発建設部に報告し、函館開発建設部はこれを受けて、事業者選定を実施する。

有識者委員会の構成は以下のとおりである。

有識者委員会 委員

石井 吉春	北海道大学公共政策大学院 客員教授
石田 眞二	北海道科学大学 副学長
岸本 太樹	北海道大学大学院法学研究科 教授
高橋 翔	北海道大学大学院工学研究院 准教授
常見 直史	税理士法人常見会計 公認会計士

（五十音順、敬称略）

第 3 第一次審査

第一次審査は、第二次審査のための提案等を行う応募者として、入札説明書等に示す資格要件及び実績要件を満たしているか否かを審査するものである。

第4 第二次審査

総合評価落札方式により落札者を決定するため、応募者の提案内容等を審査するものである。

1 第二次審査の手順及び方法

(1) 審査の概要及び手順

応募者からの提出書類の各様式に記載された内容（以下「事業提案」という。）を審査する。ただし、事業提案に要求範囲外の提案が記載されていた場合、その部分は採点対象としない。

① 要求水準審査

事業提案の内容について、要求水準を充足しているか否かの審査を行う。要求水準を充足していると認められた事業提案のみ、次の事業提案審査の対象とする。

なお、要求水準とは「函館開発建設部管内道路照明施設整備等 P F I 事業 要求水準書」（入札説明書 添付2）及び「事業者等が付す保険等」（入札説明書 添付4）に定める要求水準をいう。

② 事業提案審査

事業提案審査では、函館開発建設部が重視する評価項目（以下「内容点項目」という。）ごとに、提案内容の優秀性の程度に応じて内容点を付与する。内容点の満点は700点とし、各内容点項目の詳細は第5 内容点項目に示す。

ア 有識者委員会における得点案作成

有識者委員会は、応募者に対してヒアリングを実施し、提案内容を確認する。その上で、第5 内容点項目に示す評価基準に基づき、各委員が各提案の採点を行う。有識者委員会は、委員の採点を踏まえて協議の上、得点案を作成し、函館開発建設部に提出する。

イ 函館開発建設部による審査結果の決定

函館開発建設部は、有識者委員会による得点案を基に、内容点を決定する。

(2) 開札

① 入札価格の確認

入札価格が予定価格の範囲内か否かを確認する。

予定価格の範囲内の入札価格を提示した応募者がいない場合は、再度入札を行う。

② 入札価格の点数化方法

入札価格を次の方法により点数化し、価格点を付与する。

- ・ 入札価格が最低の応募者を第1位とし、価格点の満点である300点を付与する。
- ・ その他の応募者の価格点は、第1位の入札価格（最低入札価格）と当該応募者の入札価格（当該入札価格）との比率により算出する。

なお、算出した得点の小数点第3位を四捨五入する。

$$\text{価格点} = \frac{\text{最低入札価格}}{\text{当該入札価格}} \times 300 \text{ 点}$$

(3) 総合評価

① 落札者の決定

予定価格の範囲内の入札価格を提示した応募者について、内容点及び価格点を合算した総合評価点により評価を行い、最も高い総合評価点を得た応募者を落札者とする。

なお、総合評価点が高点の場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

$$\begin{array}{ccccc} \text{総合評価点} & = & \text{内容点} & + & \text{価格点} \\ (1,000 \text{ 点満点}) & & (700 \text{ 点満点}) & & (300 \text{ 点満点}) \end{array}$$

② 評価内容の公表

函館開発建設部は、落札者の決定後、有識者委員会の評価結果を踏まえ、各応募者の事業提案に関する評価内容を公表する。

2 事業提案の位置づけ

落札者の提示した事業提案は、事業契約書に反映され、事業者はこれを履行しなければならない。ヒアリングにおける質問への回答についても同様とする。

総合評価落札方式においては、事業提案が入札書の一部を構成するため、契約上の拘束力を有する。

なお、内容点項目における評価内容については、要求水準以上の提案がなされ、かつ評価基準に合致すると判断されたものに限り得点が付与される。当該評価内容の実施方法は、函館開発建設部及び落札者が協議の上明確化し、契約締結時の要求水準とする。

3 事業提案の審査方法

(1) 共通事項

審査は、文章による提案を評価することを原則とする。図・表又はイメージ図等（以下「図面等」という。）は、提案内容の妥当性・現実性や各記載事項間での矛盾の有無を判断・確認するための補足資料として位置づける。図面等の内容が文章と矛盾する場合は、文章の記載内容を優先するものとする。

(2) 要求水準審査

事業提案の内容が要求水準を充足しているか否かを、要求水準書に基づき審査する。

なお、提案書類の様式及び提案において求める記載事項は、「様式集及び記載要領」（入札説明書 添付3）に示す。

事業提案には、函館開発建設部が求める要求水準に対して、どのように対処するのかを、

具体的かつ詳細に記載することが求められる。函館開発建設部は、提案内容が妥当であり、当該提案に従って事業を実施することで要求水準を充足できると判断した場合に、要求水準を充足するものとする。

(3) 事業提案審査

① 審査の概要

事業提案審査では、函館開発建設部が重視する内容点項目ごとに、提案内容の優秀性を審査し、内容点を付与する。内容点項目の評価基準及び配点の詳細は、第5 内容点項目に示す。

② 評価（採点）方法

内容点項目の提案項目ごとに、各評価基準に基づき段階評価を行う。評価の基本的な考え方は以下のとおりである。

ア 基本的な考え方

要求水準を満たすことを前提とし、要求水準を満たしているのみの場合は0点とする。要求水準を超える優れた提案がなされている場合に、その優秀性の程度に応じて内容点を付与する。

なお、賃上げの実施及びワーク・ライフ・バランス等推進の実施に係る項目については、該当する取組が認められる場合に内容点を付与する。

イ 評価ランク

評価ランクはA～Eの5段階とし、各ランクの評価内容及び得点割合は以下のとおりである。

評価ランク	評価内容	得点割合
A	特に秀でて優れている	得点×100%
B	秀でて優れている	得点×75%
C	優れている	得点×50%
D	わずかに優れている	得点×25%
E	要求水準を満たしている	得点×0%

第5 内容点項目

内容点項目は以下のとおりである。各内容点項目の評価は対応する様式に基づいてのみ行う。

内容点項目	配点	割合
事業実施体制及び技術力に関する評価		
1 実施方針及び実施体制	84 点	12.0%
2 資金調達及び収支計画	84 点	12.0%
3 設計計画及び施設更新計画	448 点	64.0%
4 施設維持修繕計画	48 点	6.9%
小計	664 点	94.9%
賃上げの実施に関する評価		
5 賃上げの実施	28 点	4.0%
小計	28 点	4.0%
ワーク・ライフ・バランス等推進の実施に関する評価		
6 ワーク・ライフ・バランス等推進の実施	8 点	1.1%
小計	8 点	1.1%
合計	700 点	100%

【事業提案】

1 実施方針及び実施体制

評価項目	提案項目	評価基準	配点(点) (全体の割合(%))		
事業実施 方針・体 制及びマ ネジメン ト	地域特性も 踏まえ事業 を実施する 上での目標 及び重視す る点	・地域特性も踏まえ本事業の実施を通じた社会的貢献の観点から、事業を取り巻く社会・経済的要請に適切に応え得る実施方針・目標となっているか。 ・実施体制と契約スキームが整合しており、事業履行の確実性が高い提案となっているか。	28 (4.0)		
	事業全体の マネジメント 方策	・各業務を担う企業が連携し、多様な事態を想定した体制が検討されているか。 ・事業期間全体を通して効率的な事業実施のノウハウを継承する取組として、函館開発建設部との円滑で的確な意思疎通が図られるような体制が検討されているか。 ・本事業の実施にあたり、各業務段階における安全対策や環境対策を持続的に実施する適格な体制が構築されているか。	28 (4.0)	56 (8.0)	
リスク管 理・対応	各企業の専 門性や実績 等に応じた リスク分担 及びリスク 対応方策	・代表企業及び各構成員間のリスク分担に対する考え方が明快であり、考え方に対応した分担内容となっているか。 ・想定されるリスクに対して、未然の防止や顕在化した時の対策について提案されているか。 ・「事業者等が付す保険等」に示す内容以上の必要かつ適切な保険が付されており、各種リスクへの対応が明確で、本事業の安定性向上や函館開発建設部の負担軽減などの効果が見込まれるか。 ・函館開発建設部が負担する増加費用を抑制する方策が提案されているか。	28 (4.0)	28 (4.0)	84 (12.0)

2 資金調達及び収支計画

評価項目	提案項目	評価基準	配点(点) (全体の割合(%))		
資金調達 計画	資金調達・ 償還及び収 支計画	・本事業の内容を十分に考慮し、確実に調達できる資金が設定されているか。 ・事業の内容や支払等の条件に対応した資金調達条件・債務償還の条件が明確に示されているか。 ・事業の収支計画について、年度ごとの収支など事業の内容に即した現実的な計画が示されているか。	28 (4.0)	56 (8.0)	84 (12.0)
	事業を安定 的に継続す るための資 金の調達、 資金不足時 の対応	・施設更新業務期間中の資金調達に関して、金利の支払い及び金利変動リスクに対する効果的な対策が講じられているか。 ・不測の事態に対応するために実効性の高い資金手当てが見込まれているか。 ・事業の安定的継続性が見込まれる資金調達方策が講じられているか。	28 (4.0)		
財務・資 金管理	事業安定性 確保のため の財務上の モニタリン グ方策	・財務面での自己監視を徹底する体制・手法が提案されており、事業の継続に向けて経理上の独立性を確保したより適切で効果的なモニタリング手法となっているか。 ・函館開発建設部等の財務モニタリングが簡便かつ効果的に実施できるような協力方法が提案されているか。	28 (4.0)	28 (4.0)	

3 設計計画及び施設更新計画

評価項目	提案項目	評価基準	配点(点) (全体の割合(%))		
設計業務 計画	地域条件や 施工性・経 済性を考慮 したトンネ ル詳細設計 に関する具 体的な提案	・平面路面輝度、輝度均斉度、視機能低下グレア、誘導性等を検討し、LED灯具の配光を考慮した配置計画・調光方式等の提案がされているか。 ・塩害環境等の地域特性や施工性・経済性を考慮したLED灯具や支持金具等の材料選定に関する提案がなされているか。 ・LED化による低圧受電施設の設計検討及び有用な新技術等の採用により、ライフサイクルコストの低減や設備維持の効率化に資する方法の提案がなされているか。	112 (16.0)	112 (16.0)	448 (64.0)
	施工段階の 手戻りを最 小化する調 査の具体的 な提案	・現況の未LED照明の状況を効率的かつ確実に把握する方法・手順等について、具体的な提案がされているか。 ・調査結果を函館開発建設部と迅速に共有し、協議できる体制が構築されているか。 ・調査時の安全対策が具体的に提案されているか。	56 (8.0)		
施設更新 における 各種業務 の計画	器材の品質 の確保及び 工程管理に 関する具体 的な提案	・設計・施工から電力需給契約手続きまでの全体工程において、工程遅延につながるリスクを確実に把握した上で効率的かつ具体的な施工計画が提案されているか。 ・LED照明器具について、納品から設置までの間に品質低下や損傷が生じないように、保管場所の選定・保管方法・盗難防止対策・在庫管理等の保管計画の提案がなされているか。 ・器材の仕様等の函館開発建設部による事前確認や設置完了後の性能確認が確実かつ迅速に行える体制が構築されているか。 ・工程計画に遅れが生じないように、タイムリーな器材の供給が実現性の高いものとなっているか。	56 (8.0)	336 (48.0)	
	地域特性を 踏まえた工 事における 品質・安全 性の確保及 び周辺環境 への影響抑 制に関する 方策	・品質確保と施工体制に関する提案内容が具体的かつ実現可能なものとなっており、これを裏付ける実績及び根拠資料が示されているか。 ・新設LED道路照明の自主検査について、函館開発建設部の確認が効率的かつ効果的に行える方策が提案されているか。 ・地域条件を考慮した施工時の適切な安全対策が提案されているか。	56 (8.0)		

評価項目	提案項目	評価基準	配点(点) (全体の割合(%))		
	地元企業の採用についての提案	- 構成員に地元企業（本店、支店又は営業所が北海道内にある企業）が含まれている場合、又は再委託先若しくは協力会社として地元企業を具体的に採用することが確認でき、かつ事業対象エリアを効率的に対応できる体制が構築されている場合に加点する。 - なお、本店、支店又は営業所が函館開発建設部管内にある企業の参画が確認できる場合は、評価点をより高く設定する。	56 (8.0)		
	工期短縮によるCO2削減効果の提案	- 施設更新の工期短縮によるCO2削減効果の提案について評価する。 評価点＝提案値（t-CO2） ／提案最大値（t-CO2）×28点 【計算条件】 - CO2削減量は算定上、すべて高圧ナトリウムランプ（NH220FL）をLEDモジュール（KCE100-2）に更新するものと仮定し、月あたり削減量は163.9（t-CO2）とする。 - 工期短縮によるCO2削減効果の提案及び評価は月単位とし、工期短縮月数は未LED道路照明を全て新設LED道路照明に更新完了した時点の月の翌月からとする。 - 提案値＝163.9（t-CO2）×工期短縮月数とする。 【提案値の算定例】 1月31日までに更新完了： 工期短縮は2か月 提案値＝2か月×163.9（t-CO2） ＝327.8（t-CO2） 2月28日までに更新完了： 工期短縮は1か月 提案値＝1か月×163.9（t-CO2） ＝163.9（t-CO2） 3月1日以降に更新完了： 工期短縮なし	28 (4.0)		
	定格消費電力の削減による更なるCO2削減に対する提案	要求水準書にて求める器材仕様である「道路・トンネル照明器材仕様書・同解説（平成30年版）」以上の定格消費電力の削減の提案について評価する。 【対象器具】 道路照明用LEDモジュール用制御装置（KCE100-2） 評価点＝（108W－当該提案値（W）） ／（108W－73W）×28点	28 (4.0)		

評価項目	提案項目	評価基準	配点(点) (全体の割合(%))		
	ライフサイクルコストに関する提案	要求水準書にて求める器材仕様である「道路・トンネル照明器材仕様書・同解説（平成 30 年版）」以上の LED モジュールの定格寿命（h）の提案について評価する。 【対象器具】 LED モジュール（KCE100-2） 評価点＝（当該提案値 h－60,000 h） ／（提案最大値 h－60,000 h）×28 点	28 (4.0)		
	品質保証に関する提案	設備機器本体等の契約不適合責任期間（1 年）を超える提案について評価する。 1 年を超え 2 年以内：7 点 2 年を超え 3 年以内：14 点 3 年を超え 4 年以内：21 点 4 年を超える場合：28 点	28 (4.0)		

4 施設維持修繕計画

評価項目	提案項目	評価基準	配点(点) (全体の割合(%))		
施設維持 における 各種業務 の計画	不点灯や照度低下箇所の早期対応や、性能維持を目的とした巡回及び確認方法についての方策	・事業対象区域に存する道路照明の不点灯や照度低下等を、効率的かつ確実に発見し、早期対応できるような提案がされているか。 ・道路照明の性能維持を目的とした的確な施設維持の提案がされているか。	12 (1.7)	48 (6.9)	48 (6.9)
	維持修繕工事を実施する場合の、具体的な施工計画	・工事材料を迅速に調達するための方法が提案されているか。 ・工事材料や施工品質の確保に関する具体的な提案があるか。	12 (1.7)		
	台帳管理における効率化の提案	・電子データ等を効率よく活用した台帳の更新・管理体制の提案があるか。 ・I C Tの活用等、最新の台帳データを函館開発建設部と共有し、迅速に更新できる方策が提案されているか。	12 (1.7)		
	地元企業の採用についての提案	・構成員に地元企業（本店、支店又は営業所が北海道内にある企業）が含まれている場合、又は再委託先若しくは協力会社として地元企業を具体的に採用することが確認でき、かつ事業対象エリアを効率的に対応できる体制が構築されている場合に加点する。 なお、本店、支店又は営業所が函館開発建設部管内にある企業の参画が確認できる場合は、評価点をより高く設定する。	12 (1.7)		

【企業評価】

5 賃上げの実施

評価項目	提案項目	評価基準	配点(点) (全体の割合(%))
賃上げの 実施	賃上げ実施 の表明	全ての構成員が賃上げの実施を表明している場合に加点する。 <大企業> - 令和8年4月以降に開始する最初の事業年度又は令和9年（暦年）において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明している場合。 <中小企業等> - 令和8年4月以降に開始する最初の事業年度又は令和9年（暦年）において、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明している場合。 ※「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第5項に該当するものは除く。「大企業」はそれ以外の者のことをいう。	28 (4.0)

6 ワーク・ライフ・バランス等推進の実施

評価項目	提案項目	評価基準	配点(点) (全体の割合(%))
ワーク・ライフ・バランス等推進の実施	ワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定	・全ての構成員がワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定を受けている場合に加点する。 次に掲げるいずれかの認定を受けていること。 ・女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等）※1 ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん（令和7年4月1日以降の基準）・くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）・トライくるみん（令和7年4月1日以降の基準）・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）・トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）・くるみん（平成29年3月31日までの基準）認定企業）※2 ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）※3	8 (1.1)

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）をいう。

※2 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。